

8-1 課税状況

(1) 課税状況

区分	課税						控除				課税実数		免税	
	一般税率適用		特例税率適用		計		酒税法 〔第30条第1項、 第2項及び第3項〕		災害減税法 〔第7条第1項〕				未納税 移出	輸出免税
	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	数量
清酒	kL	千円	kL	千円	kL	千円	kL	千円	kL	千円	kL	千円	kL	kL
清酒	23,920	2,373,999	63	5,046	23,984	2,379,045	238	23,602	-	-	23,744	2,355,437	7,101	1,867
合成清酒	2,281	222,198	-	-	2,281	222,198	0	44	-	-	2,280	222,154	1,086	119
連続式蒸留焼酎	37,614	9,011,359	-	-	37,614	9,011,359	164	36,591	-	-	37,452	8,974,769	445	124
単式蒸留焼酎	1,479	331,956	-	-	1,479	331,956	5	1,863	-	-	1,473	330,091	752	118
みりん	10,567	211,355	-	-	10,567	211,355	23	460	-	-	10,543	210,893	5,078	137
ビール	358,740	64,928,709			358,740	64,928,709	17,073	3,090,376	0	39	341,665	61,838,291	21,964	21,525
果実酒	837	75,946	489	39,130	1,327	115,076	7	763	-	-	1,319	114,312	1,714	4
甘味果実酒	57	6,726	76	6,098	133	12,823	20	2,365	-	-	112	10,458	343	6
ウイスキー	8,952	3,838,630	2,411	192,872	11,363	4,031,502	123	31,959	-	-	11,241	3,999,544	24,657	196
ブランデー	75	27,717	-	-	75	27,717	0	71	-	-	75	27,646	1	6
原料用アルコール	2	1,847	-	-	2	1,847	0	6	-	-	2	1,841	91,071	-
発泡酒	206,223	27,715,321			206,223	27,715,321	1,656	223,875	1	108	204,564	27,491,337	1,910	90
その他の醸造酒	455	45,693	1	88	456	45,781	1	102	-	-	455	45,677	49	1
スピリッツ	2,969	620,030	219,785	17,582,716	222,755	18,202,745	8,882	732,064	1	53	213,872	17,470,631	174,315	7,595
リキュール	15,936	2,255,940	129,983	10,398,475	145,918	12,654,417	4,272	380,756	0	19	141,645	12,273,642	106,672	5,042
粉末酒・雑酒	30	10,442	28	2,261	58	12,703	0	40	-	-	57	12,663	27	5
軽減額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 386,801	-	-
合計	670,139	111,677,866	352,839	28,226,689	1,022,976	139,904,554	32,471	4,524,940	2	219	990,497	134,992,600	437,183	36,845

調査期間等：令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に製造場から移出された酒類等について、令和7年4月30日までの申告又は処理による課税実績を示したものである。

用語の説明：「未納税移出」とは、製造場から移出するとき、酒税の免除を受けて移出するものをいい、「輸出免税」とは、輸出する目的で酒類を製造場から移出するとき、酒税の免除を受けて移出するものをいう。

「軽減額」とは、所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）（以下「令和5年改正法」という。）による改正後の租税特別措置法第87条（以下「措置法」という。）の規定による軽減額であり、令和5年改正法附則第54条、第55条又は第63条の規定による軽減額は、各品目の税額に含んでいる。

- (注) 1 「特例税率適用」欄は、各品目（ビール及び発泡酒を除く。）でその他の発泡性酒類（発泡性があり、かつ、アルコール分が10度未満であるもの）になるものを示す。
 2 「酒税法第30条第1項、第2項及び第3項」欄は、酒類製造者がその製造場から移出した酒類を、当該製造場に戻し入れた場合の酒税額の控除等を示す。
 3 税関分は含まない。

(2) 課税状況の累年比較

年 度	清 酒		合 成 清 酒		焼 酎		ビ ー ル		そ の 他		計	
	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額
	kL	千円	kL	千円	kL	千円	kL	千円	kL	千円	kL	千円
令 和 2 年 度	23,809	2,529,311	2,204	215,509	35,535	8,501,026	259,552	54,461,736	643,541	59,480,441	964,642	125,188,023
令 和 3 年 度	23,646	2,415,905	2,205	215,633	33,598	8,082,520	265,913	53,125,290	637,538	61,900,766	962,899	125,740,119
令 和 4 年 度	24,568	2,501,901	2,425	235,505	37,051	8,911,562	258,395	51,604,163	587,377	57,504,151	909,819	120,757,287
令 和 5 年 度	24,094	2,324,127	2,374	231,675	36,586	8,766,748	309,904	58,976,391	603,726	60,916,662	976,691	131,215,611
令 和 6 年 度	23,744	2,355,437	2,280	222,154	38,925	9,304,860	341,665	61,838,291	583,885	61,658,644	990,497	134,992,600

(注) 1 「焼酎」の計数は連続式蒸留焼酎及び単式蒸留焼酎の合計である。

2 令和6年度の各品目の税額について、令和5年改正法による措置法第87条の規定の適用を受ける酒類は、同法第87条の規定の適用を受けないものとして算出した金額を基にしたものであり、令和6年度の「計」の税額については、同法第87条の規定を適用(386,801千円)した金額である。

(3) 都道府県別課税状況

県名	清酒		合成清酒		連続式蒸留焼酎		単式蒸留焼酎		みりん		ビール		県名
	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	
岐阜県計	kL 4,328	千円 423,435	kL 951	千円 93,093	kL X	千円 X	kL 615	千円 144,020	kL 2,271	千円 45,444	kL X	千円 X	岐阜県計
静岡県計	3,263	325,963	X	X	X	X	46	11,818	X	X	90,692	16,413,098	静岡県計
愛知県計	10,694	1,060,963	1,299	126,129	7,067	1,691,028	715	150,781	8,205	164,105	249,470	45,153,025	愛知県計
三重県計	5,459	545,076	X	X	21,239	5,117,038	97	23,472	X	X	X	X	三重県計
総計	23,744	2,355,437	2,280	222,154	37,452	8,974,769	1,473	330,091	10,543	210,893	341,665	61,838,291	総計

県名	果実酒		甘味果実酒		ウイスキー		ブランデー		原料用アルコール		発泡酒		県名
	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	
岐阜県計	kL 34	千円 2,346	kL -	千円 -	kL X	千円 X	kL X	千円 X	kL -	千円 -	kL 102	千円 17,237	岐阜県計
静岡県計	814	71,554	80	6,609	10,591	3,924,241	0	70	X	X	29,079	3,919,074	静岡県計
愛知県計	457	39,420	1	73	X	X	0	0	X	X	175,273	23,535,646	愛知県計
三重県計	14	992	31	3,776	34	12,956	X	X	0	248	110	19,380	三重県計
総計	1,319	114,312	112	10,458	11,241	3,999,544	75	27,646	2	1,841	204,564	27,491,337	総計

県名	その他の醸造酒		スピリッツ		リキュール		粉末酒・雑酒		軽減額		合計		県名
	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	
岐阜県計	kL 39	千円 3,969	kL 5,088	千円 414,448	kL 4,243	千円 486,390	kL 0	千円 1	kL -	千円 △ 91,587	kL 25,039	千円 3,288,927	岐阜県計
静岡県計	1	132	94,975	7,868,273	84,883	7,316,866	28	2,243	-	△ 168,911	316,373	40,141,183	静岡県計
愛知県計	60	6,022	51,401	4,194,417	41,940	3,401,667	29	10,369	-	△ 74,793	547,185	79,505,414	愛知県計
三重県計	355	35,554	62,408	4,993,493	10,579	1,068,719	0	50	-	△ 51,510	101,900	12,057,076	三重県計
総計	455	45,677	213,872	17,470,631	141,645	12,273,642	57	12,663	-	△ 386,801	990,497	134,992,600	総計

8-2 製成数量

(1) 製成数量

区分	製成数量等					手持数量 〔令和7年3月31日現在〕
	製成 ①	アルコール等混和 ②	焼酎の品目別アルコール分等変更 ③	用途変更等 ④	計 〔①+②+③-④〕	
清酒	15,475 kL				15,366 kL	13,386 kL
	17,868	1		402	17,465	15,625
合成清酒	1,726				1,726	198
	2,461	-		-	2,461	274
連続式蒸留焼酎	44,522	-	149	6,402	38,270	3,000
単式蒸留焼酎	1,024	33	890	1,282	671	1,311
みりん	11,591	-		2,674	8,920	3,567
ビール	375,094	-		1,155	373,939	4,222
果実酒	2,085	0		709	1,377	531
甘味果実酒	123	-		118	5	61
ウイスキー	12,604	-		1,025	11,579	5,194
ブランデー	0	-		63	△ 63	49
発泡酒	226,492	-		25,510	200,981	2,484
その他の醸造酒	98	-		1	97	97
原料用アルコール・スピリッツ	203,627	3		3,242	200,388	7,896
リキュール	168,638	0		8,112	160,522	9,507
粉末酒・雑酒	75	-		18	58	49
合計	1,066,302	37	1,040	50,710	1,016,667	53,875

調査期間等： 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に製成された酒類について、酒類製造者から申告された「酒類の製成及び移出の数量等申告書」に基づき作成したものである。

- (注) 1 犯則分は含まない。
 2 () 書はアルコール分20度に換算した数量を示す。
 3 ウイスキー及びブランデーはアルコール分40度に、原料用アルコール及びスピリッツはアルコール分100度にそれぞれ換算したものである。

(2) 製成数量の累年比較

年 度	清 酒	合 成 清 酒	連続式蒸留 焼 酎	単式蒸留 焼 酎	み り ん	ビ ー ル	果 実 酒 ・ 甘 味 果 実 酒	ウイスキー・ ブ ラ ン デ ー	発 泡 酒	そ の 他 の 醸 造 酒	原料用アルコール ・スピリッツ	リキュール	粉末酒・雑酒	合 計
令 和 2 年 度	15,077	2,254	34,734	701	7,272	269,114	1,559	5,141	56,230	42,468	215,496	366,944	83	1,017,077
令 和 3 年 度	15,319	2,347	33,043	809	8,237	265,004	1,612	5,807	47,875	33,000	219,771	352,894	97	985,813
令 和 4 年 度	17,251	2,480	35,588	695	8,641	268,399	2,666	7,496	44,804	30,333	177,396	322,176	83	918,006
令 和 5 年 度	18,400	2,456	35,284	741	9,284	348,145	1,669	9,190	118,667	17,557	202,563	246,008	65	1,010,032
令 和 6 年 度	17,465	2,461	38,270	671	8,920	373,939	1,382	11,516	200,981	97	200,388	160,522	58	1,016,667